

証券コード 4434
(発送日) 2024年5月14日
(電子提供措置開始日) 2024年5月8日

株 主 各 位

東京都新宿区揚場町1番21号
株式会社サーバーワークス
代表取締役社長 大石 良

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.serverworks.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（サーバーワークス）又は証券コード（4434）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面（郵送）又はインターネット等による議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2024年5月28日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるようインターネットでのライブ配信を行います（詳細は後述のご案内をご覧ください。）。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区神楽坂2丁目17番
中央ビル地下1階
当社東京オフィスANNEX
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第25期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する特別功労金贈呈の件

第3号議案

退任監査等委員である取締役に対する特別功労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年5月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、本招集ご通知4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年5月28日（火曜日）午後7時までに行使してください。

(3) 複数回議決権を行使された場合

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合

議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます（ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方はご入場いただけます）。

◎株主様の健康と安全を第一に考え、当日までの健康状態にもご留意いただき、ご無理をなさらず書面（郵送）又はインターネット（スマートフォンからも可能です。）により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>



2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年5月28日（火曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日は、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるようインターネットでのライブ配信を行います。

1. インターネットによるライブ配信について

事前登録URL <https://code.mon.st/sw24agm/>
配信開始予定時刻 2024年5月29日（水曜日）午前9時45分頃



2. ライブ配信のご視聴方法について

(1) パソコンをご利用の方

①（事前登録）

予め同封の議決権行使書用紙に記載された「株主番号」と株主様の「郵便番号」をお手元にお控えください。

上記事前登録URLにアクセスいただき、「視聴登録」ボタンをクリックしてフォーム登録へ進みます。【招待コード※】、【メールアドレス】をご登録ください。

※招待コードは、株主番号（数字9桁）と郵便番号（数字7桁）を繋げて入力します。

例）株主番号012345678、郵便番号123-4567の場合、「0123456781234567」と入力

②（本登録）

ご登録のメールアドレス宛に、件名「【第25回株式会社サーバーワークス定時株主総会】仮登録のご案内」のメールが届いていることを確認します。メール本文内の「本登録URL」を押下し、本登録完了します。

③ ②と同じメールアドレス宛に、件名「【第25回株式会社サーバーワークス定時株主総会】本登録完了のご案内」のメールが届いていることを確認します。

④（株主総会当日）

「本登録完了のご案内」の受領メール記載の「視聴URL」をクリックします。

⑤ アクセス後、同メール記載の「シリアルコード」を入力してログイン※し視聴します。

※ログインは、株主総会当日5月29日の午前9時以降より可能です。（それ以前にログインした場合、エラー画面が表示されます。）

(2) スマートフォンをご利用の方

① (事前登録)

予め同封の議決権行使書用紙に記載された「株主番号」と株主様の「郵便番号」をお手元にお控ください。上記事前登録URLにアクセスいただき、「視聴登録」ボタンをクリックしてフォーム登録へ進みます。(下記のQRコードをお読み取りいただいてもアクセスできます。)

事前登録URL <https://code.mon.st/sw24agm/>

配信開始予定時刻 2024年5月29日(水曜日) 午前9時45分頃



【招待コード※】、【メールアドレス】をご登録ください。

※招待コードは、株主番号(数字9桁)と郵便番号(数字7桁)を繋げて入力します。

例) 株主番号012345678、郵便番号123-4567の場合、「0123456781234567」と入力

② (本登録)

ご登録のメールアドレス宛に、件名「【第25回株式会社サーバーワークス定時株主総会】仮登録のご案内」のメールが届いていることを確認します。メール本文内の「本登録URL」を押下し、本登録完了します。

③ ②と同じメールアドレス宛に、件名「【第25回株式会社サーバーワークス定時株主総会】本登録完了のご案内」のメールが届いていることを確認します。

④ (株主総会当日)

「本登録完了のご案内」受領メール記載の「視聴URL」をクリックします。

⑤ アクセス後、同メール記載の「シリアルコード」を入力してログイン※し視聴します。

※ログインは、株主総会当日5月29日の午前9時以降より可能です。(それ以前にログインした場合、エラー画面が表示されます。)

3. ご注意

- (1) ライブ配信においては、議決権の行使はできません。事前に書面又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- (2) ライブ配信においては、質疑応答の受付はできませんので予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- (3) インターネットによるライブ配信をご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、インターネットによるライブ配信がご利用できない場合があります。配信関連については、予め以下ウェブサイトの情報をご確認ください。

配信関連URL <https://viewer.mon.st/pdf/lssm-notice.pdf>



事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果により緩やかに回復することが期待されています。一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、金融資本市場の変動等が与える影響により依然として先行き不透明な状態が続くと想定されます。

当社グループを取り巻く日本国内のクラウド市場は、クラウド事業者が様々なサービスを提供し続けており、また、セキュリティやコンプライアンスなどの面でもクラウドサービスの信頼性が向上していることで、企業が自社のニーズに合わせたクラウドソリューションを豊富に選択できるようになり急速に成長をしております。その背景には、業務効率化や顧客サービス・顧客サポートの向上、顧客接点の多様化などを目的としたデジタルトランスフォーメーション (DX) (注1)やオムニチャネル(注2)化の推進、また、IoT(注3)やAI(注4)、特に大規模言語モデル(注5)に代表される生成AI(注6)などの最新技術が急激に進化したことによるデータ収集や処理・分析など、様々な分野でクラウド技術やクラウドサービスを活用することが急速に増加していることが要因として挙げられます。

世界的には、パブリッククラウド市場をけん引するAmazon Web Services(以下「AWS(注7)」)が、技術の進化とイノベーションを繰り返しながら、依然高い成長率と圧倒的シェアを維持して順調に市場を拡大していますが、追従するGoogleやMicrosoftとの競争は、それぞれが独自の強みを活かしてクラウドサービスの拡充や改善に力を入れることで多様な選択・オプションが利用可能になり、顧客にとって多くの利益をもたらすとともにクラウドサービスの性能向上やクラウド市場の拡大に大きく寄与しております。

このような状況の中、当社グループは、クラウド専門インテグレーターとして、AWSを中心としたクラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築・運用、クラウドサービスの機能強化、並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に尽力してまいりました。また、2024年1月にAWSより発表された「2027年までに2兆円を超える日本国内へのクラウドインフラ投資計画」と歩調を合わせるように、2023年4月にAWSと締結した4年におよぶ戦略的協業契約の取り組みも、当初想定以上の成果を生み出し順調に滑り出しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は27,510,746千円(前期比59.1%増)、営業利益は897,485千円(前期比62.6%増)、経常利益は1,032,687千円(前期比65.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は638,359千円(前期比40.7%増)となりました。

なお、当社グループの事業はクラウド事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていませんが、製品・サービス別の業績の概要は以下のとおりであります。

(クラウドインテグレーション)

クラウドインテグレーションは、AWSとの戦略的協業契約による営業活動推進のほか、更なるクラウド需要の加速に伴い、顧客獲得と受注が堅調に推移しました。以上の結果、売上高は1,836,963千円(前期比61.3%増)となりました。

(リセール)

リセールは、恒常的な円安に加え、既存顧客からの継続的な受注及び大口顧客のAWS利用料の増加によりARPU(注8)が堅調に推移するとともに、新規顧客の獲得もあってアカウント数も増加、また、セキュリティを中心とするサービス・ソフトウェアのライセンス販売、自社サービスの販売も堅調に推移しました。以上の結果、売上高は24,171,027千円(前期比62.5%増)となりました。

(MSP (注9))

MSPは、既存顧客からの継続的な受注により堅調に増加しました。また、大型顧客や案件に対しては専任チームを編成して対応にあたるなど、標準対応以上のサービス提供をMSPの役割として担うことが増えております。以上の結果、売上高は1,495,554千円(前期比17.5%増)となりました。

(その他)

その他は、特定顧客向けサービスの縮小により、売上高は7,201千円(前期比20.2%減)となりました。

[用語解説]

(注1) デジタルトランスフォーメーション (DX) : 企業がデジタルテクノロジーを活用して、ビジネスプロセスやカスタマーエクスペリエンス、組織文化などの様々な領域において革新的な変革を実現する取り組みのことを指します。

(注2) オムニチャネル: 企業が複数の販売チャネル (店舗、ウェブサイト、モバイルアプリなど) を統合して、顧客にとってシームレスな購買体験を提供する戦略のことを指します。

- (注3) IoT: 「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。
- (注4) AI: 「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯び始めています。
- (注5) 大規模言語モデル: 自然言語処理の分野で使用される深層学習モデルの一種であり、大量のテキストから言語パターンを学習するAIモデルで、テキスト生成や質問応答など多様なタスクに使用されます。
- (注6) 生成AI: コンピュータが学習したデータを元に、新しいデータや情報をアウトプットする技術で、データからパターンを学び新しい情報やアイデアを生成するAIの一分野です。これには、テキスト、画像、音楽などの生成が含まれます。
- (注7) AWS: 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。
- (注8) ARPU: 「Average Revenue Per User」の略称であります。1社あたりの平均売上金額を表す数値であります。
- (注9) MSP: 「Managed Service Provider」の略称であります。顧客がAWS上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において支出した設備投資の総額は47,659千円(有形固定資産及び無形固定資産(のれんを除く))であり、その主な内訳はAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の追加開発費用47,453千円によるものであります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式の発行に伴い、資本金及び資本剰余金がそれぞれ19,928千円増加しております。

この結果、当連結会計年度において、資本金3,255,144千円、資本剰余金3,245,870千円となっております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業の内容
株式会社G-g-e-n	100,000千円	50.0%	クラウドインテグレーション・リセール・MSP
株式会社トップゲート	15,000千円	100.0%	クラウドインテグレーション・リセール・MSP
株式会社SXイノベーション・パートナーズ	10,000千円	100.0%	投資事業

(注) 「主要な事業の内容」欄には、当社の製品・サービス区分の名称を記載しております。

- ③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	主要な 事業の内容	当社の 出資比率	関係内容
株式会社スカイ365	105,237千円	MSP	34.9%	MSPの業務委託 従業員の役員兼務1名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、当社の製品・サービス区分の名称を記載しております。

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社スカイ365であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	株式会社スカイ365 当事業年度
流動資産合計	307,025
固定資産合計	18,571
流動負債合計	56,898
固定負債合計	—
純資産合計	268,697
売上高	439,850
税引前当期純利益	△4,105
当期純利益	△5,022

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年2月期)	第 23 期 (2022年2月期)	第 24 期 (2023年2月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2024年2月期)
売 上 高 (千円)	—	10,920,831	17,295,718	27,510,746
経 常 利 益 (千円)	—	653,514	624,153	1,032,687
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	442,353	453,580	638,359
1株当たり当期純利益 (円)	—	57.74	58.64	81.76
総 資 産 (千円)	—	11,673,081	14,743,930	18,056,854
純 資 産 (千円)	—	9,088,819	9,683,593	10,667,336
1株当たり純資産額 (円)	—	1,176.20	1,246.40	1,360.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第23期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第22期については記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年2月期)	第 23 期 (2022年2月期)	第 24 期 (2023年2月期)	第 25 期 (当 事 業 年 度) (2024年2月期)
売 上 高 (千円)	8,029,275	10,910,890	15,862,322	23,078,979
経 常 利 益 (千円)	410,598	689,799	951,038	1,133,206
当 期 純 利 益 (千円)	482,271	458,396	682,145	618,270
1 株当たり当期純利益 (円)	66.68	59.83	88.19	79.19
総 資 産 (千円)	10,717,899	11,590,894	14,150,516	17,023,904
純 資 産 (千円)	8,855,333	9,019,706	9,875,960	10,880,137
1 株当たり純資産額 (円)	1,167.06	1,174.20	1,273.83	1,388.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に対して的確に対処しながら、企業価値の更なる向上に向けて事業展開を進めてまいります。加えて、社内開発のほか他社との協業・業務提携・M&A(投資含む)等により、次なる収益の柱となる新規事業と当社グループのケーパビリティ強化及び経営基盤の強化を積極的に進めてまいります。

当社グループの属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド/マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を見越した事業戦略の立案・実行と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

① クラウドビジネスの強化・拡大

当社グループはいち早くパブリッククラウド（注1）市場に参入し、AWSにおいてはAPN（注2）最上位の「AWS プレミアティアサービスパートナー」の地位を継続して取得し、多数の新規顧客企業を獲得してまいりましたが、今後より一層クラウドの普及が進み、様々な分野に浸透していくことは確実な状況にあります。こうした中で、非クラウド市場において既存顧客企業を保有する大手企業のクラウド市場への参入も増えており、成熟市場で成長を持続するためには、既存顧客企業との長期にわたる関係構築と、それに伴う利用量（料）の増加によるストック型ビジネスの強化が課題と認識しております。多数の案件の中から『ストック型案件』『収益規模』『潜在成長性』の三要素を満たす顧客企業に対しては、上流のビジネスコンサルティングから運用負荷の軽減や最適化のためのマネージドサービスの提供まで、一貫したサービス提供を積極的に行ってまいります。

また、2023年4月にAWSと締結した4年におよぶ戦略的協業契約において、注力領域をエンタープライズのクラウドインフラ共通基盤の整備・構築支援、中小企業（SMB）のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進、クラウドコンタクトセンター構築支援、デジタル人財の更なる強化の4領域に定め、お客様のクラウドリフト・シフトへの支援を拡充してまいります。

② 優秀な人材の確保・育成

当社グループが属するクラウド業界は、特に技術者（エンジニア）の人材不足が深刻化しております。当社グループの提供するサービスは、特に技術者の技術力に依るところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社グループが成長を持続していくためには、優秀な技術者を安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。

また、事業拡大に伴う顧客・引き合いの増加、マーケティング・アライアンス戦略の強化、収益性向上のための事業・経営指標の分析の必要性など、技術者（エンジニア）に限らず幅広い人材の必要性が増しております。

そのため、当社グループでは、リモートワーク・時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、次世代を担う優秀な人材の獲得に努めてまいります。また同時に、社員の能力開発・向上のための研修、AWS認定資格（注3）取得補助の実施など、従業員の能力を最大限に発揮させる仕組みを確立してまいります。

また、2023年10月にパーソルクロステクノロジー株式会社と設立したパーソル＆サーバーワークス株式会社において、AWS領域における高スキルITエンジニアの育成と高品質なサービス提供を目指し、喫緊の課題である技術者（エンジニア）の創出・育成・確保を目指してまいります。

③ 自社クラウドサービスの機能向上

当社グループのAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」は、顧客企業がクラウド導入パートナーを選定するにあたり当社グループを選択する、他社ベンダーとの差別化要因となっており、クラウドインテグレーション案件受注率向上に貢献していると認識しています。当社グループが今後も成長を持続していくためには他社ベンダーとの差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。

また、クラウドコンピューティングの進展によって、企業は複雑化していくシステム開発への迅速な対応と、運用業務の品質・効率改善とコスト削減を同時並行的に高めていく必要に迫られています。これを解決する手段として、当社グループではAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」を提供することで、顧客がクラウド上に展開したシステムの運用を自動化し、クラウドの運用にかかるコスト総額の削減に貢献しております。

当社グループでは、今後も市場環境や技術動向の変化に俊敏に対応し、顧客ニーズに迅速に対応するため、自社クラウドサービスの機能強化、またそれが実現可能な開発体制の強化を図ってまいります。

④ 事業展開のグローバル化

当社グループでは日本国内において継続的な事業拡大を図っておりますが、中長期的な視点での事業展開を見据えた更なる業容の拡大を図るにあたり、日本国内のみならずアジア太平洋（APAC）、北米市場をにらんだグローバル市場への進出が重要になると考えており、海外のベンチャーキャピタルが運営するファンドへの投資やグローバル企業とのアライアンスなどを通じて、海外マーケットにおける情報収集と当社サービスの認知度向上のための活動を開始しております。

また、技術者（エンジニア）確保の観点からも、外部企業との連携を通じたオフショアでの開発体制の構築なども検討してまいります。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大

当社グループは、クラウド専門インテグレーターとして、クラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築、運用支援サービスを提供しておりますが、AWSがインフラプロバイダーから本格的なアプリケーションスタック（注4）を提供する企業に進化していることに伴い、当社グループもIaaS（注5）だけでなく、プラットフォームサービス（注6）の拡充を図っていく必要があると考えております。また、今後より一層多様化・複雑化する顧客ニーズを的確に把握し、顧客ニーズを満たす適切な商品・サービスを提供し続けていくことや、

連結子会社である株式会社G-gen及び株式会社トップゲートが展開するGoogle Cloud事業との連携によるマルチクラウドへの対応の必要があると認識しております。

そのため、ビッグデータ、AIなど、将来的に成長が期待される事業分野におけるクラウド導入コンサルティングサービスや導入支援サービス等、提供サービスのポートフォリオを強化していく方針であります。具体的には、AWSが提供するサービスを活用したサーバーレス開発、仮想デスクトップサービス、AIコンタクトセンター等の開発及びコンサルティング・導入支援サービスを開始しております。

⑥ パートナー企業との協業推進及びM&Aによる成長の加速

当社グループは、事業拡大・営業活動の促進、ケーパビリティ強化などのために、様々な企業との協業や資本・業務提携及び、M&Aを進めてまいりました。

今後も、必要に応じて経営資源とノウハウを補完し合えるパートナーとの協業を図り、また、既存事業の強化と新たな事業軸を創出することを目的とするM&Aを積極的に検討・実施してまいります。常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感を持って的確に対処しながら企業価値の更なる向上に向けて事業展開を進めてまいります。

⑦ パートナーエコシステム(注7)構築

当社グループは、AWSのパートナープログラムであるAWSパートナーネットワーク(APN)に加盟して、国内パブリッククラウド市場において高いシェアを有するAWSと強固なリレーションを構築しております。AWSと「パートナーエコシステム」を構築することでAWSから技術・ビジネス・販売及びマーケティング面における様々な支援を得ることが可能となり、相互に成長が加速する好循環を目指しております。今後も双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

⑧ サステナビリティ経営の実践

現在、地球温暖化を始めとする気候変動や人権問題など、サステナビリティに関する様々な社会課題が存在しております。

当社グループは、「クラウドで 世界をもっと はたらきやすく」のビジョンに基づき、問題を抱える社会に対する当社の果たすべき役割や義務を明確にし、具体的な活動において社会貢献を実践することで社会課題の解決と企業価値の向上の両立を目指してまいります。単なる「法令や規則を守る」というコンプライアンスの遵守にとどまらず、顧客・従業員・取引先・株主など全てのステークホルダーの声を活動に活かすことで信頼に応えるとともに、当社のビジネスドメインであるクラウドを活用した持続可能な社会の実現と持続可能な成長に積極的に取り組んでまいります。

- (注1) パブリッククラウドとは、ソフトウェア、データベース、サーバー及びストレージ等をインターネットなどのネットワークを通じてサービスの形式で必要に応じて利用する方式のことを意味し、「IaaS」「PaaS」「SaaS」の大きく3つの種別に分類されます。
- (注2) APNとは、AWS Partner Network の略称であります。AWSパートナー企業のビジネス、技術、マーケティング、市場開拓等における活動を支援・促進するための様々なサポートを提供する制度であります。AWSの活用を支援する「コンサルティングパートナー」と、AWSを使ったソフトウェア・サービスを提供する「テクノロジーパートナー」の2つに大分されます。APNコンサルティングパートナーは、AWSに関する営業体制を保有し、AWSを活用したシステムインテグレーションやアプリケーション開発能力をAmazon Web Services, Inc.に認定されたパートナーの総称であり、営業・技術力、導入実績、貢献度等に応じて「レジスタード」「スタンダード」「アドバンスド」「プレミアム」の4階層が存在します。最上位のプレミアムコンサルティングパートナーは、APNコンサルティングパートナーの中でも最も優れた実績を残したパートナーとして位置づけられております。
- (注3) AWS認定資格とは、AWS(Amazon Web Services)上でアプリケーション開発やオペレーションが行えるだけの技術的な専門知識を持っていることを認定する資格であります。
- (注4) アプリケーションスタックとは、AWSのサービス提供範囲が、従来から提供しているインフラ層(インターネット経由でハードウェアやICTインフラをサービスとして提供)にとどまらず、インフラ層と相互運用性のある上層のプラットフォーム層(インターネット経由でOSやミドルウェア等のプラットフォームをサービスとして提供)に至るまで、サービスラインアップを拡充していることを意味しています。
- (注5) IaaS とは、Infrastructure-as-a-Serviceの略称であります。インターネットを経由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービスであります。
- (注6) プラットフォームサービスとは、商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することで利用客を増やし、市場での優位性を確立するビジネスモデルであります。
- (注7) パートナーエコシステムとは、様々なパートナー制度を提供することによって戦略的な事業拡大を図る仕組みであります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

サ ー ビ ス	事 業 内 容
クラウドインテグレーション	従来のオンプレミス環境で運用されてきたシステムをクラウド環境へ移行する際の移行戦略の策定から、基盤のデザイン、構築・導入支援サービス及びアプリケーション開発を提供しています。お客様がクラウドを通じて実現するビジネス目標の設定から、実際の移行作業、クラウド導入後の運用計画に至るまで、クラウドに最適化された設計を行います。
リセール	AWSを中心としたクラウドサービスを、当社独自の価値を付加したソリューションとしてお客様にリセールしています。特に、自社で開発したAWS運用の自動化を実現するサービス「Cloud Automator」を付加することにより、AWSのメリットを最大限に引き出すことができることが特長です。
MS P (Managed Service Provider)	AWS上に構築したシステムの性能監視・障害監視、障害が生じた場合の復旧対応や、障害時に迅速な復旧を行うためのバックアップ取得、セキュリティパッチの適用など、24時間365日体制でインフラからミドルウェア層までをカバーする運用代行サービスを提供しています。

(6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

本 社 (東 京)	東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル2階
東 京 オ フ ィ ス ANNEX	東京都新宿区神楽坂2丁目17番 中央ビルB1階
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区芝田1丁目14番8号 梅田北プレイス5階
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2番2号 博多東ハニービル8階
仙 台 オ フ ィ ス	宮城県仙台市青葉区中央2丁目8番13号 大和証券仙台ビル8階

(注) 東京オフィスANNEX、大阪オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスにつきましては支店登記を行っておりません。

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
370名	28名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が使用人数の100分の10未満のため記載を省略しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261名	37名増	37.0歳	3.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が使用人数の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、使用人数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、平均年齢、平均勤続年数には当社から他社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
ベスピン・グローバル・ジャパン合同会社	100,000千円

(注) 上記は連結子会社の借入であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,836,033株（自己株式618株を含む）
 (3) 株主数 3,499名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 石 良	2,673,573株	34.12%
株 式 会 社 テ ラ ス カ イ	1,013,600	12.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	412,000	5.26
株 式 会 社 N T T デ ー タ	260,000	3.32
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	260,000	3.32
モルガン・スタンレーM U F G 証 券 株 式 会 社	222,623	2.84
羽 柴 孝	203,596	2.60
株 式 会 社 B S ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	200,000	2.55
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	129,800	1.66
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	120,000	1.53

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
 3. 当社は、自己株式を618株保有しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月23日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を次のとおり発行いたしました。

(1) 払込期日	2023年7月21日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 5,567株
(3) 発行価額	1株につき 3,060円
(4) 発行総額	17,035,020円
(5) 割当先	取締役3名※ 5,567株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

- (注) 株式報酬の内容は、「4. 会社役員の状況 (5)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2015年12月8日	2017年2月23日
新株予約権の数		500個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 16株)	普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,600円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり 5,800円 (1株当たり 362.5円)
権利行使期間		2017年12月9日から 2025年12月8日まで	2019年2月24日から 2027年2月23日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員)	—	—

		第4回新株予約権
発行決議日		2018年8月17日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,400株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 375円)
権利行使期間		2020年9月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件		(注) 3
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	—
	社外取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2020年12月7日以降となる場合には、下記の上場日を「2020年12月7日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
 - (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2022年2月22日以降となる場合には、下記の上場日を「2022年2月22日」と読み替えるものとします。
 - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められていません。
 - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
 - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
 - (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
 - (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
3. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
 - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年6月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年6月29日」と読み替えるものとします。

- イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
 - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
 - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
 - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- (7) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年 2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 石 良	
取 締 役	羽 柴 孝	株式会社G-gen代表取締役
取 締 役	大 塩 啓 行	株式会社SXイノベーション・パートナーズ代表取締役 株式会社トップゲート代表取締役
取締役常勤監査等委員	井 上 幹 也	株式会社G-gen監査役 株式会社トップゲート監査役
取締役監査等委員	田 中 優 子	株式会社スペースマーケット社外取締役 株式会社バトズ社外取締役 株式会社ココット代表取締役
取締役監査等委員	寺 嶋 一 郎	TERRANET代表 PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長 特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長 一般社団法人IIBA日本支部代表理事 株式会社ソフトロード顧問
取締役監査等委員	藤 本 ひかり	ひかり公認会計士・税理士事務所所長 株式会社B-moo代表取締役 株式会社J・Grip監査役 株式会社ノンピ監査役 株式会社ユナイトビジネスコンサルティング取締役 株式会社WDC監査役

- (注) 1. 取締役井上幹也氏、取締役田中優子氏、取締役寺嶋一郎氏、取締役藤本ひかり氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員井上幹也氏は、情報通信業における事業活動・経営に関し相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員藤本ひかり氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役井上幹也氏、田中優子氏、寺嶋一郎氏及び藤本ひかり氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的に行うなど、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上幹也氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間では、それぞれ、会社法第427条及び当社定款の定めに従い、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、同法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び当社子会社の全取締役（取締役及び監査等委員である取締役）を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役の業績責任の明確化、及び取締役報酬にかかる透明性を高めることを目的として、2022年4月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等についての決定に関する方針を決議・改定しております。具体的改定の内容は、以下に記載のとおりです。

1. 取締役報酬制度の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、役位、職責、在任年数、従業員給与水準を考慮しながら総合的に勘案した月例の基本報酬、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及び短期インセンティブとしての業績連動賞与によって構成されます。なお、報酬水準と報酬構成比率については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する意識を高めることを目的として、以下の割合としております。

算定割合

基本報酬 : 譲渡制限付株式報酬 : 業績連動賞与 = 7 : 2 : 1

2. 取締役報酬制度の決定プロセス

当社は、取締役の報酬等の決定に関して、公正な判断を保証し、社会適合性や株主への説明責任等の観点から、2022年5月20日に、代表取締役社長と当社の社外取締役によって構成される任意の委員会である指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会では、取締役報酬制度の構築及び改定の審議を行い、各取締役に対する評価や基本報酬、業績連動賞与の

支給額及び譲渡制限付株式報酬の付与株式数の妥当性について審議を行っており、当社の取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の答申を経て、当社の取締役会から委任を受けた代表取締役社長にて最終決定いたします。なお、委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動賞与の支給額及び譲渡制限付株式報酬の付与株式数の最終決定であり、当社全体の業績を俯瞰しつつ決定するには代表取締役が最も適しているためです。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上で、個人別の報酬を最終決定しております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定においては、2023年5月26日に指名・報酬委員会の答申を経て、当社の取締役会から委任を受けた代表取締役社長大石良が最終決定しております。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容

譲渡制限付株式報酬は、取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付するものです。当社と取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約には、以下が概要として含まれます。

- ・ 取締役は、当社の普通株式の交付の日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。
- ・ 当社は、正当な理由によらない任期途中の退任、法令又は社内規則の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得する。

4. 業績連動賞与

業績目標と報酬との連動性を明確にするとともに、業績に対するコミットメントをもたせることを目的として、業績指標を反映した現金報酬を賞与として支給いたします。用いる業績指標は、当期純利益（連結）であります。業績評価期間は1事業年度毎とし、役員毎に別途定められた賞与基準額に、別途定める当社グループの当期純利益（連結）の達成度を加味して支給の有無及び支給額を決定いたします。当期純利益（連結）は、投資や株主還元におけるわかりやすい指標であるために株式市場の関心が非常に高いものであり、当社の成長を示す指標としての重要性のあるものと考えております。

5. 具体的な算定方法

当事業年度の業績連動賞与は、具体的には以下の方法に基づいて算定した結果、以下の表中の「**才 達成率100%以上**」として「**④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数**」に記載のとおり、8,530千円となりました。

なお、業績連動賞与の対象となる業績評価期間は、1事業年度として設定しております。

算定式

業績連動賞与の支給額 = 付与基準金額 × 支給係数（注）

(注) 支給係数は、当社グループの当期純利益（連結）の達成度に応じて、以下のとおりとなります。

ア 達成率70%未満	0（業績連動賞与を支給しない）
イ 達成率70%以上80%未満	0.25
ウ 達成率80%以上90%未満	0.5
エ 達成率90%以上100%未満	0.75
オ 達成率100%以上	1.0

6. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役会で決議された決定方針に従って、指名・報酬委員会において各取締役に対する評価や基本報酬、業績連動賞与の支給額及び譲渡制限付株式報酬の付与株式数の妥当性について審議がなされており、報酬決定に際しては指名・報酬委員会の答申を経て代表取締役社長に最終決定を委任していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績連動を伴わない固定報酬としており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定します。

③ 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年5月27日開催の第23回定時株主総会において、年額300百万円以内、この内枠で基本報酬年額210百万円以内、業績連動型賞与年額30百万円以内、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額60百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）であります。監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年5月28日開催の第22回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は4名）であります。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動 報酬等	
取締役（監査等委員 であるものを除く。） （うち社外取締役）	85,205千円 （ ー千円）	59,640千円 （ ー千円）	17,035千円 （ ー千円）	8,530千円 （ ー千円）	3名 （ 一名）
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	27,000千円 （27,000千円）	27,000千円 （27,000千円）	ー千円 （ ー千円）	ー千円 （ ー千円）	4名 （ 4名）

- ⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役井上幹也氏は、株式会社G-gen及び株式会社トップゲートの監査役であります。株式会社G-gen及び株式会社トップゲートは当社の連結子会社であります。
 - ・社外取締役田中優子氏は、株式会社スペースマーケット社外取締役、株式会社バトンス社外取締役及び株式会社ユコット代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役寺嶋一郎氏は、TERRANET代表、PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長、特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長、一般社団法人IIBA日本支部代表理事、株式会社ソフトロード顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役藤本ひかり氏は、ひかり公認会計士・税理士事務所所長、株式会社B-moo代表取締役、株式会社J・Grip監査役、株式会社ノンピ監査役、株式会社ユナイトビジネスコンサルティング取締役、株式会社WDC監査役であります。当社は株式会社ノンピに1%未満の出資を行っております。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 (監査等委員) 井上幹也	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、情報通信業界での豊富な経験、見識に基づき事業活動・経営について独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 田中優子	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンサルティング会社での助言業務経験や他社の取締役、監査等委員である取締役としての経験に基づき、経営戦略・計画策定プロセスについて助言するなど、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 寺嶋一郎	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を経営全般の観点から適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 藤本ひかり	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士として、主に財務・会計分野に関し、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が1,000千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
 - (b) コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (c) 取締役及び使用人が、コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに、再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
 - (d) 監査等委員会及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
 - (c) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
 - (b) 当該損失の危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会への付議事項の検討審議とその結果報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
 - (b) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
 - (b) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令遵守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
 - (c) 子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し担当取締役に定期的に報告させる。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）を必要に応じて置くことができる。
 - (b) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、予め監査等委員会の承認を得なければならない。
 - (c) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
 - (d) 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令下に置かれ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤の監査等委員に報告するものとし、監査等委員会において、常勤の監査等委員から報告する。ただし、経営に著しい影響を及ぼすおそ

れのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に対して報告を行うものとする。

- (a) 重要な機関決定事項
- (b) 経営状況のうち重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (d) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) その他、重要事項

- ⑧ 当社監査等委員会へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する

- ⑨ 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から職務上必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について請求があるときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、予め一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役、重要な使用人及び社内各部署に対してヒアリング（必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を含む。）を実施することができるのと同時に、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。協力を求められた者は必ずこれに応ずるものとする。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役4名を選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることによって取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授権することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会には全ての監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しております。当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員3名（計4名全員社外取締役）で構成されており、原則として月に1回の監査等委員会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。又、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査人

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人の業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者23名で構成されており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

④ 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議及び諮問機関として設置しております。業務執行取締役3名及び各部長を構成員として、常勤監査等委員が同席し、原則として週に1回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在、当社は成長過程にあると考えており、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等への財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このような考えのもと、設立以来配当は実施しておりませんが、株主への配当による利益還元も重要課題であると認識しております。現時点において配当の実施及びその実施時期については未定であります。将来的には各事業年度の経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していく方針です。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,527,799	流動負債	7,119,744
現金及び預金	6,890,619	買掛金	4,082,251
売掛金及び契約資産	4,238,927	未払法人税等	279,288
前渡金	2,223,446	契約負債	1,828,104
貸倒引当金	△1,060	賞与引当金	295,558
その他	175,866	役員賞与引当金	22,117
固定資産	4,529,055	役員退職特別功労引当金	34,000
有形固定資産	53,254	短期借入金	100,000
建物	41,705	受注損失引当金	10,225
工具、器具及び備品	11,549	その他	468,198
無形固定資産	1,017,356	固定負債	269,773
のれん	910,565	繰延税金負債	255,463
ソフトウェア	92,136	資産除去債務	14,310
ソフトウェア仮勘定	11,018	負債合計	7,389,518
商標権	3,561	(純資産の部)	
その他	75	株主資本	9,581,896
投資その他の資産	3,458,444	資本金	3,255,144
投資有価証券	3,294,679	資本剰余金	3,245,870
関係会社株式	93,775	利益剰余金	3,083,606
その他	69,989	自己株式	△2,724
資産合計	18,056,854	その他の包括利益累計額	1,078,536
		その他有価証券評価差額金	1,078,536
		非支配株主持分	6,904
		純資産合計	10,667,336
		負債・純資産合計	18,056,854

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,510,746
売上原価	23,975,390
売上総利益	3,535,355
販売費及び一般管理費	2,637,870
営業利益	897,485
営業外収益	
受取利息	52,441
受取配当金	20,864
為替差益	41,004
受取手数料	73,687
その他	3,872
営業外費用	
支払利息	671
持分法による投資損失	1,752
投資事業組合運用	50,604
その他	3,639
経常利益	1,032,687
経常損失	
減損損失	6,575
投資有価証券評価損	72,599
特別功労金	49,100
役員退職特別功労引当金繰入額	34,000
税金等調整前当期純利益	870,412
法人税、住民税及び事業税	374,400
法人税等調整額	△128,969
当期純利益	624,982
非支配株主に帰属する当期純損失	13,377
親会社株主に帰属する当期純利益	638,359

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,235,215	3,225,941	2,472,391	△2,386	8,931,162
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	19,928	19,928			39,857
親会社株主に 帰属する当期純利益			638,359		638,359
自己株式の取得				△338	△338
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△27,144		△27,144
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	19,928	19,928	611,215	△338	650,734
当 期 末 残 高	3,255,144	3,245,870	3,083,606	△2,724	9,581,896

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	732,149	732,149	20,281	9,683,593
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				39,857
親会社株主に 帰属する当期純利益				638,359
自己株式の取得				△338
連結子会社の決算期変更に伴う増減				△27,144
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	346,386	346,386	△13,377	333,009
当 期 変 動 額 合 計	346,386	346,386	△13,377	983,743
当 期 末 残 高	1,078,536	1,078,536	6,904	10,667,336

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

当社グループは、連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社G-gen
株式会社トップゲート
株式会社S Xイノベーション・パートナーズ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法適用会社の名称 株式会社スカイ365

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月末日であった株式会社トップゲートについて、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりました。同社が決算日を2月末日に変更したことに伴い、当連結会計年度は2023年1月1日から2023年2月28日までの2か月分の損益について利益剰余金で調整し連結しております。また、この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2023年3月1日から2024年2月29日までの12か月間を連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ
時価法を採用しております。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～18年
工具、器具及び備品 4年～15年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。
- (5) 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
創立費
支出時に全額費用処理しております。
開業費
支出時に全額費用処理しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職特別功労引当金
退任する役員の功労金支給に備えるため、支給見込額を計上しております。なお、役員退職特別功労金の支給は、定時株主総会における承認を前提としております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から第三者に支払う金額を控除した純額を収益として認識しております。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① クラウドインテグレーション

クラウドインテグレーションは、主にクラウドへの移行にかかるコンサルティング、クラウド基盤構築、アプリケーション開発を提供しております。一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。

② リセール

リセールは、主にクラウドの利用にかかる利用料の再販売及びソフトウェアライセンス販売を行っております。クラウドの利用にかかる利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。ソフトウェアライセンス販売は、ライセンスを顧客へ引渡した時点にて履行義務が充足されると判断し、ライセンスの引渡時点で収益を認識しております。

③ MSP

MSPは、主に顧客がクラウド上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスを提供しております。契約期間にわたりサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、4年から10年の間で定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取利息」は2,709千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額(千円)
のれん (株式会社トップゲート)	906,056

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんは当連結会計年度において株式会社トップゲートを取得した際に生じたもので、株式会社トップゲートの事業計画を基礎として決定された株式の取得価額と取得時の株式会社トップゲートの純資産の差額を超過収益力として連結貸借対照表に計上しております。なお、当該事業計画の策定に当たっては、将来の売上高成長率及び営業利益率の見積りについて、経営者の判断を伴う主要な仮定を含んでおります。

のれんの償却期間は10年間で定額法により償却を行っております。

のれんについては、事業計画の達成状況等を評価し減損の兆候を把握しており、当連結会計年度において減損の兆候はないと判断しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金 10,000千円

(注) 営業取引保証のため担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 78,874千円

(3) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金 3,964,660千円

契約資産 274,267千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,836,033株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 116,992株

(金融商品に関する注記)

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取り組み方針
設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客企業の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、純投資目的又は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び組合出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。
デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引であります。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び預け金について、経営管理部が

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規程に従い、経営管理部が決裁者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*2)			
その他有価証券	1,997,030	1,997,030	—
資産計	1,997,030	1,997,030	—
デリバティブ取引 (*3)	1,817	1,817	—

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年2月29日)
非上場株式	136,507
投資事業有限責任組合出資金	1,161,142
関係会社株式	93,775

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	309,991	—	1,817	1,817
合計		309,991	—	1,817	1,817

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,890,619	—	—	—
売掛金	3,964,660	—	—	—
合計	10,855,280	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,997,030	—	—	1,997,030
デリバティブ取引（*）	—	1,817	—	1,817
資産計	1,997,030	1,817	—	1,998,848

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

クラウドインテグレーション	1,836,963 千円
リセール	24,171,027 千円
MSP	1,495,554 千円
その他	7,201 千円

顧客との契約から生じる収益	27,510,746 千円
---------------	---------------

外部顧客への売上高	27,510,746 千円
-----------	---------------

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (8) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,837,900 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,964,660 千円
契約資産(期首残高)	121,819 千円
契約資産(期末残高)	274,267 千円
契約負債(期首残高)	1,278,478 千円
契約負債(期末残高)	1,828,104 千円

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表のうち「売掛金及び契約資産」に含まれております。

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法によって収益認識した未請求分であります。契約資産は顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,360円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円76銭

(企業結合に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,306,213	流動負債	5,873,993
現金及び預金	6,268,086	買掛金	3,239,401
売掛金	3,296,861	未払金	135,930
契約資産	152,120	未払費用	57,891
前渡金	2,220,205	未払法人税等	254,999
前払費用	115,089	契約負債	1,775,451
短期貸付金	236,640	預り金	10,363
その他の他	18,178	賞与引当金	227,117
貸倒引当金	△967	役員賞与引当金	8,530
固定資産	4,717,691	役員退職特別功労引当金	34,000
有形固定資産	50,142	受注損失引当金	5,759
建物	41,705	その他の他	124,549
工具、器具及び備品	8,437	固定負債	269,773
無形固定資産	103,809	繰延税金負債	255,463
ソフトウェア	90,607	資産除去債務	14,310
ソフトウェア仮勘定	11,018	負債合計	6,143,767
商標権	2,108	(純資産の部)	
その他の他	75	株主資本	9,801,601
投資その他の資産	4,563,738	資本金	3,255,144
投資有価証券	3,291,185	資本剰余金	3,245,144
関係会社株式	510,224	資本準備金	3,245,144
長期貸付金	693,360	利益剰余金	3,304,037
長期前払費用	459	その他利益剰余金	3,304,037
その他の他	68,509	繰越利益剰余金	3,304,037
		自己株式	△2,724
		評価・換算差額等	1,078,536
		その他有価証券評価差額金	1,078,536
資産合計	17,023,904	純資産合計	10,880,137
		負債・純資産合計	17,023,904

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,078,979
売上原価	20,295,286
売上総利益	2,783,692
販売費及び一般管理費	1,815,964
営業利益	967,728
営業外収益	
受取利息	61,313
受取配当金	20,864
受取手数料	73,685
為替差益	42,816
その他	4,645
営業外費用	
投資事業組合運用損	35,827
その他	2,020
経常利益	1,133,206
特別損失	
役員特別功労金	49,100
投資有価証券評価損	72,599
関係会社株式評価損	138,095
役員退職特別功労引当金繰入額	34,000
税引前当期純利益	839,411
法人税、住民税及び事業税	350,110
法人税等調整額	△128,969
当期純利益	618,270

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,235,215	3,225,215	3,225,215	2,685,766	2,685,766	△2,386	9,143,811
当期変動額							
新株の発行	19,928	19,928	19,928				39,857
当期純利益				618,270	618,270		618,270
自己株式の取得						△338	△338
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	19,928	19,928	19,928	618,270	618,270	△338	657,789
当期末残高	3,255,144	3,245,144	3,245,144	3,304,037	3,304,037	△2,724	9,801,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	732,149	732,149	9,875,960
当期変動額			
新株の発行			39,857
当期純利益			618,270
自己株式の取得			△338
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	346,386	346,386	346,386
当期変動額合計	346,386	346,386	1,004,176
当期末残高	1,078,536	1,078,536	10,880,137

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職特別功労引当金 退任する役員の功労金支給に備えるため、支給見込額を計上しております。なお、役員退職特別功労金の支給は、定時株主総会における承認を前提としております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から第三者に支払う金額を控除した純額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① クラウドインテグレーション

クラウドインテグレーションは、主にクラウドへの移行にかかるコンサルティング、クラウド基盤構築、アプリケーション開発を提供しております。一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の

見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を用いております。

② リセール

リセールは、主にクラウドの利用にかかる利用料の再販売及びソフトウェアライセンス販売を行っております。クラウドの利用にかかる利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。ソフトウェアライセンス販売は、ライセンスを顧客へ引渡した時点にて履行義務が充足されると判断し、ライセンスの引渡時点で収益を認識しております。

③ MSP

MSPは、主に顧客がクラウド上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスを提供しております。契約期間にわたりサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取利息」は5,599千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額(千円)
関係会社株式 (株式会社トップゲート)	453,320

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式である株式会社トップゲート株式は市場価格のない株式であり、株式会社トップゲートの事業計画を基礎として決定された株式の取得価額をもって貸借対照表計上額としております。なお、当該事業計画の策定に当たっては、将来の売上高成長率及び営業利益率の見積りについて、経営者の判断を伴う主要な仮定を含んでおります。

当該株式の実質価額が取得価額と比べて著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合に、減損処理を行うこととしております。

株式会社トップゲート株式の実質価額は、株式会社トップゲートの事業計画を基に算定しておりますが、将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 65,922千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 254,914千円

② 長期金銭債権 693,360千円

③ 短期金銭債務 48,823千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 750,000千円

借入実行残高 ー千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 31,552千円

営業費用 166,568千円

営業取引以外の取引による取引高 12,902千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 618株

(2) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21,125千円
貸倒引当金	296
未払費用	11,202
資産除去債務	4,381
賞与引当金	69,543
役員退職特別功労引当金	10,410
受注損失引当金	1,763
株式報酬費用	10,015
投資有価証券評価損	31,411
関係会社株式評価損	42,284
減価償却超過額	13,568
その他	7,226
繰延税金資産合計	223,229
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△475,998
その他	△2,694
繰延税金負債合計	△478,693
繰延税金負債の純額	△255,463

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.75
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.15
役員給与等永久に損金に算入されない項目	0.62
寄附金等永久に損金に算入されない項目	1.35
住民税均等割等	1.00
法人税額特別控除	△7.09
その他	△0.76
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.34

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 トップゲート	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	800,000	短期貸付金	106,640
						長期貸付金	693,360
				利息の受取	8,018	—	—

(注) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (8)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,388円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79円19銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社サーバーワークス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーバーワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社サーバーワークス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員の意見

各監査等委員間に異なる意見はございません。

2024年4月12日

株式会社サーバーワークス 監査等委員会

監査等委員 井上 幹也 ㊟

監査等委員 田中 優子 ㊟

監査等委員 寺嶋 一郎 ㊟

監査等委員 藤本 ひかり ㊟

(注) 監査等委員井上幹也、田中優子、寺嶋一郎、藤本ひかりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しては、監査等委員会より、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おお いし りょう 大 石 良 (1973年7月20日) 〔再任〕	1996年4月 丸紅株式会社入社 2000年12月 有限会社ウェブ専科（現当社） 代表取締役 2014年5月 株式会社スカイ365社外取締役 2018年12月 当社代表取締役社長 2024年3月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任） 2024年3月 富士フィルムクラウド株式会社社外取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 富士フィルムクラウド株式会社社外取締役	2,673,573株
（取締役候補者とした理由） 当社で2000年12月より長年にわたり代表取締役として経営を担っております。豊富な経験と知見を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	は し ば たか し 羽 柴 孝 (1978年3月24日) [再任]	2000年4月 ジーエフシー株式会社入社 2006年4月 当社入社 2010年3月 当社営業グループサブリーダー兼 プロダクトマネージャー 2011年10月 当社営業部長 2013年3月 当社AWS事業部長 2013年10月 当社取締役 2014年9月 当社クラウドインテグレーション本部長 2015年3月 当社クラウドインテグレーション部長 2017年5月 株式会社スカイ365社外取締役 2017年9月 当社営業部長 2018年3月 当社営業1部長 2018年11月 当社営業2部長 2019年3月 当社営業部長 2021年7月 株式会社G-g e n代表取締役(現任) 2024年3月 当社取締役ソリューション管掌執行役員 (現任) 2024年3月 富士フィルムクラウド株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社G-g e n代表取締役 富士フィルムクラウド株式会社社外取締役	203,596株
(取締役候補者とした理由) 当社で長年にわたり事業拡大を中心に経営に携わり、2013年10月より取締役を務めております。主に営業・技術部門において豊富な経験と知見を有し十分な実績を上げており、優れた経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の全取締役（取締役及び監査等委員である取締役）がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。現任の取締役である候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が選任され就任した場合には、いずれも被保険者に含まれることとなります。なお、現行の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、契約を更新する予定であります。

(ご参考) 株主総会後のスキルマトリックス [予定]

氏名	属性	性別	役職 (予定又は現任)	企業経営 経営戦略	営業 マーケテ ィング	リスク管理 ガバナンス	財務 会計 金融	人材戦略 育成	国際 ビジネス	IT デジタル 業界知見
大石 良	社内	男性	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○		○		○
羽柴 孝	社内	男性	取締役 ソリューション 管掌執行役員	○	○	○		○		○
井上 幹也	独立 社外	男性	取締役 常勤監査等委員	○		○	○		○	○
田中 優子	独立 社外	女性	取締役 監査等委員	○		○	○	○		○
藤本ひかり	独立 社外	女性	取締役 監査等委員	○		○	○			○

- (注) 1. 第1号議案を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックス [予定] となります。
 2. 役職は、原案どおりご選任いただいた場合、本総会終了後に就任予定の地位を記載しております。
 3. 選定したスキル・経験は、事業環境が変化する中で持続的な成長・発展のために特に重要性が高いと判断したものを記載しております。
 4. 各氏の役割に照らして特に発揮が期待されるスキル・経験を記載しており、各氏が保有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される大塩啓行氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準を踏まえ相当額の範囲内で特別功労金30百万円を贈呈することとし、その具体的な贈呈の時期及び方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。特別功労金の贈呈を相当とする理由は、2014年の取締役就任以来、2019年3月の東京証券取引所マザーズ市場上場や、2021年1月の同取引所市場第一部への市場変更等を始め、経営基盤の安定強化と企業価値の向上に尽力したためであります。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿って、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定されていることから、相当であると判断しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大 塩 啓 行	2014年8月 当社取締役（現任）

第3号議案 退任監査等委員である取締役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される寺嶋一郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準を踏まえ相当額の範囲内で特別功労金4百万円を贈呈することとし、その具体的な贈呈の時期及び方法は、取締役在任期間分は取締役会に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。特別功労金の贈呈を相当とする理由は、2017年の取締役就任以来、2019年3月の東京証券取引所マザーズ市場上場や、2021年1月の同取引所市場第一部への市場変更等を始め、経営基盤の安定強化と企業価値の向上に尽力したためであります。

本議案は、取締役在任期間分については指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定されていることから、監査等委員である取締役在任期間分については監査等委員の報酬に関する内規に従い監査等委員である取締役の協議において決定されていることから、それぞれ相当であると判断しております。

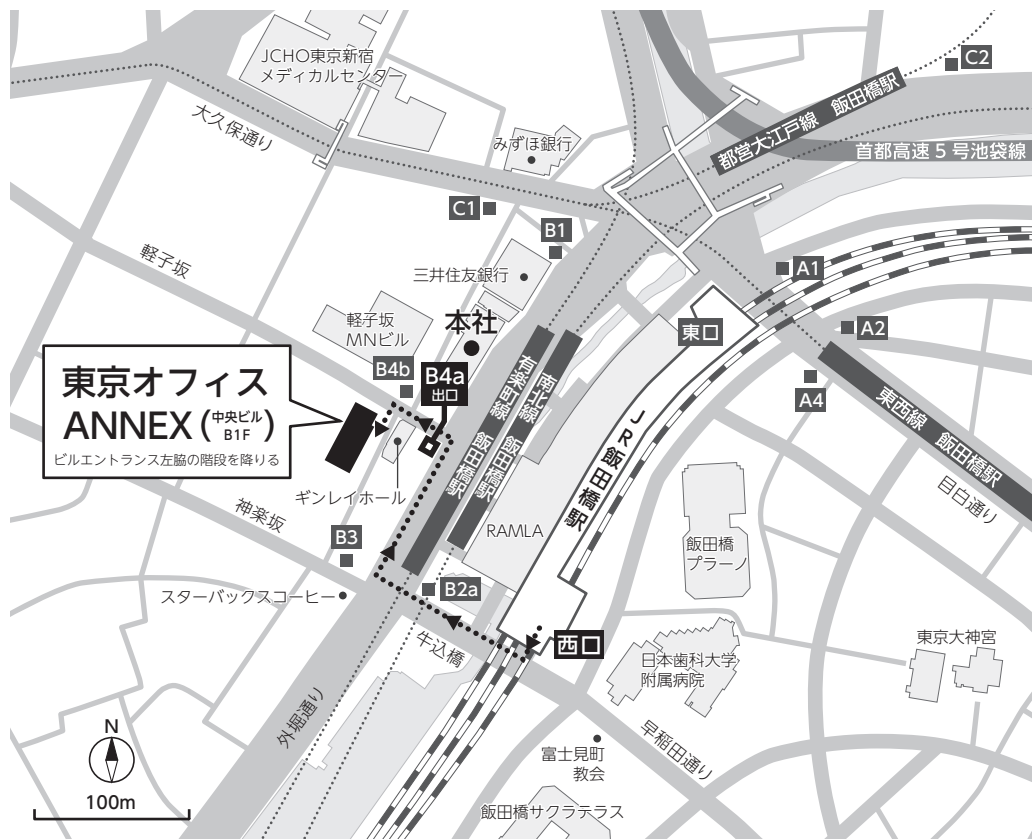
退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
寺嶋一郎	2017年11月 当社社外取締役 2021年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区神楽坂2丁目17番
 中央ビル地下1階
 当社東京オフィスANNEX
 TEL 03-5579-8029



交通 東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線	／飯田橋駅 B 4 a 番出口より	徒歩約 1 分
都営地下鉄 大江戸線	／飯田橋駅 B 4 a 番出口より	徒歩約 1 分
J R 中央・総武線	／飯田橋駅 西口より	徒歩約 2 分